

議案第99号

平成27年度横須賀市一般会計補正予算（第2号）

平成27年度横須賀市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78,616千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146,188,844千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成27年8月28日提出

横須賀市長 吉田 雄 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		22,590,042	49,650	22,639,692
	2 国庫補助金	5,843,811	49,650	5,893,461
20 繰越金		338,904	8,966	347,870
	1 繰越金	338,904	8,966	347,870
22 市債		17,151,200	20,000	17,171,200
	1 市債	17,151,200	20,000	17,171,200
歳入	合計	146,110,228	78,616	146,188,844

## 歳 出

(単位、千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	
2 総務費		15,464,313	8,966	15,473,279	
	1 総務管理費	12,283,628	8,966	12,292,594	
8 商工費		2,982,583	18,386	3,000,969	
	1 商工費	2,982,583	18,386	3,000,969	
9 土木費		16,582,726	51,264	16,633,990	
	5 都市計画費	8,338,079	51,264	8,389,343	
歳	出	合計	146,110,228	78,616	146,188,844

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
土木費	都市計画費	公園新設改良費 (走水低砲台跡整備事業)	20,000
消防費	消防費	消防庁舎等建設事業費 (消防庁舎等建設事業)	23,920

第3表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	区分	限度額
公園整備事業費	補正前	814,400
	補正後	834,400

平成27年度横須賀市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第2号）

1 総括

（歳入）

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	22,590,042	49,650	22,639,692
20 繰越金	338,904	8,966	347,870
22 市債	17,151,200	20,000	17,171,200
歳入合計	146,110,228	78,616	146,188,844

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	15,464,313	8,966	15,473,279
8 商工費	2,982,583	18,386	3,000,969
9 土木費	16,582,726	51,264	16,633,990
歳出合計	146,110,228	78,616	146,188,844

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国、県支出金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	8,966
0	0	0	18,386
0	20,000	0	31,264
0	20,000	0	58,616

## 2 歳 入

款	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	22,590,042	49,650	22,639,692

### 15 款 国庫支出金

### 2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	1,650,489	49,650	1,700,139
項計	5,843,811	49,650	5,893,461

款	補正前の額	補 正 額	計
20 繰越金	338,904	8,966	347,870

### 20 款 繰越金

### 1 項 繰越金

1 繰越金	338,904	8,966	347,870
項計	338,904	8,966	347,870

款	補正前の額	補 正 額	計
22 市債	17,151,200	20,000	17,171,200

### 22 款 市債

### 1 項 市債

6 土木債	3,523,900	20,000	3,543,900
項計	17,151,200	20,000	17,171,200

(単位 千円)

節		金額	説明
区	分		
8	地域住民生活等緊急支援のための交付金	49,650	

1	前年度繰越金	8,966	

8	公園整備事業費公債	20,000	

	補正前の額	補 正 額	計
歳入合計	146,110,228	78,616	146,188,844

### 3 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国、県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	15,464,313	8,966	15,473,279	0	0	0	8,966

#### 2 款 総務費

#### 1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国、県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	3,415,771	8,966	3,424,737	0	0	0	8,966
項計	12,283,628	8,966	12,292,594	0	0	0	8,966

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
12 役務費	166	ふるさと納税推進事業費 8,966
19 負担金、補助 及び交付金	8,800	

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国、県支出金	地方債	その他	
8 商工費	2,982,583	18,386	3,000,969	0	0	0	18,386

8 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国、県支出金	地方債	その他	
1 商工総務費	890,403	13,663	904,066	0	0	0	13,663
5 観光費	280,223	4,723	284,946	0	0	0	4,723
項計	2,982,583	18,386	3,000,969	0	0	0	18,386

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
8 報償費	26	創業・経営改善支援事業費 9,756
		横須賀リサーチパーク推進事業費 3,907
11 需用費	1,091	
12 役務費	39	
13 委託料	8,964	
14 使用料及び賃借料	1,196	
18 備品購入費	141	
19 負担金、補助及び交付金	2,206	
13 委託料	4,723	観光団体助成事業費 4,723

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国、県支出金	地 方 債	そ の 他	
9 土木費	16,582,726	51,264	16,633,990	0	20,000	0	31,264

9 款 土木費

5 項 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国、県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 公園管理費	2,615,423	31,264	2,646,687	0	0	0	31,264
5 公園新設改良費	302,082	20,000	322,082	0	20,000	0	0
項計	8,338,079	51,264	8,389,343	0	20,000	0	31,264

	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国、県支出金	地 方 債	そ の 他	
歳出合計	146,110,228	78,616	146,188,844	0	20,000	0	58,616

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
13 委託料	30,514	公園管理事業費 31,264
18 備品購入費	750	
15 工事請負費	20,000	公園施設整備事業費 20,000

繰越明許

追加

事業名	予算額	本年度 支出 見込額	不用額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額	
					特定財	
					国、県支出金	地方債
公園新設改良費 (走水低陥台跡整備事業)	20,000	0	0	20,000		20,000
消防庁舎等建設事業費 (消防庁舎等建設事業)	102,440	78,520	0	23,920		23,900

# 費 明 細 書

(単位 千円)

の財源内訳		節		説	明
源	一般財源	区 分	金 額		
その他		15 工事請負費	20,000	公園施設整備事業費	<u>20,000</u>
	20	13 委託料	23,920	消防庁舎等建設事業費	<u>23,920</u>

議案第 100号

横須賀市個人番号の利用に関する条例制定について  
横須賀市個人番号の利用に関する条例を次のように制定する。

平成27年 8 月 28日 提出

横須賀市長 吉 田 雄 人

横須賀市個人番号の利用に関する条例

(総則)

第 1 条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用については、この条例の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(個人番号の利用事務)

第 3 条 市長その他の市の執行機関（以下「市長等」という。）は、次の表の左欄の区分に応じて、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

執行機関	事 務
市 長	医療費助成条例（昭和47年横須賀市条例第21号）の規定による同条例第 2 条第 1 項第 5 号に規定する者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
市 長	医療費助成条例の規定による同条例第 2 条第 1 項第 6 号又は第 7 号に規定する者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

2 市長等は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に掲げる特定個人情報（自らが保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）を、当該事務を処理するために必要な限度で利用することができる。

(1) 法別表第 1 の下欄に掲げる事務 ア又はイに掲げる事務の区分に応じ、